



令和6年6月27日

災害時医療における 地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）導入について

医療現場における情報通信手段の強化を図るため、輻輳が起りにくく、災害時においても安定して通信できる「地域広帯域移動無線アクセス」用の通信機器を令和6年7月以降に導入し、区内医療機関等に配置します。

1 導入の経緯

防災時において、区は医療救護本部を設置し、医療救護活動の統括・調整を区内の医療関係団体と行うこととしており、現状、医療関係団体との連絡手段はMCA無線とインターネット環境下で使用可能なEMIS（※1）となっている。災害時においても安定して通信できる更なる環境整備を図るため、輻輳が起りにくい「地域広帯域移動無線アクセス」（以下、「地域BWA（※2）」という）用の通信機器を導入し、医療現場における情報通信手段の強化を図る。

※1 EMIS (Emergency Medical Information System) : 災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で医療救護に関する情報を集約するシステム。院内の被害状況の入力や、重症者等の搬送調整等に活用されている。

※2 地域BWA : 2.5GHz帯の周波数(2,575~2,595MHz)の電波を活用した地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として導入された無線システム。

2 配置医療機関等及び数量

地域BWAモバイルルータ及びスマートフォンを医療機関等に合計55台配置する。

名称	役割・内容	配置数
医療救護本部	医療救護活動の統括・調整	11
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	6
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	4
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応等を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）	22
緊急医療救護所	災害拠点病院などの隣接地等に設置し、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	5
医療関係団体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会において医療救護班等を編成し、緊急医療救護所等にて従事	7

3 活用想定

- 【災害時】EMISへの入力及び入力状況確認（病院の被害状況や病院からの要請内容等）
- 【災害時】通信アプリを用いた連絡（MCA無線が使用できない場合等）
- 【平時】医療機関との訓練（通信訓練、緊急医療救護所運営訓練等）

◎問合先 健康企画課

電話03-5432-2472